

大口町告示第146号

大口町農業集落家庭排水施設の供用開始区域外の排水の流入に関する取扱要綱を
廃止する要綱を次のように定める。

令和1年12月27日

大口町長 鈴木雅博

大口町農業集落家庭排水施設の供用開始区域外の排水の流入に関する取扱要綱を廃止する要綱

大口町農業集落家庭排水施設の供用開始区域外の排水の流入に関する取扱要綱（平成6年大口町告示第48号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。